

国立市環境基本計画改定業務委託
プロポーザル実施要領(案)

1 業務概要

(1) 件名

国立市環境基本計画改定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、現行の「国立市環境基本計画（平成 25 年 7 月策定）」の理念を継承し、市民、事業者、教育機関及び行政が環境保全に取り組むための共通の目標及び施策の方向性を示すとともに、各主体の行動を積極的に誘導する新たな計画を策定することを目的とする。

(3) 業務の内容

本業務の詳細は、別紙仕様書を原案とする。また、受注予定者の提案等を踏まえ、詳細な協議を経て仕様書を確定させる。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

2 見積限度額

6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領等の公表	実施要領等公表日から
質問受付	実施要領等公表日～5月18日（月）
質問回答期間	実施要領等公表日～5月22日（金）
参加申込受付(提案書等提出)締切	6月1日（月）
参加資格審査結果通知書送付	6月2日（火）
審査（プレゼンテーション）	6月5日（金）
審査結果通知	6月中旬

優先交渉権者と詳細協議（仕様書調整等）	6月下旬
契約締結	6月下旬～7月初旬

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

プレゼンテーション審査を実施し、その結果、1事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者を繰り上げて、順位を定めるものとする。

また、審査の結果、優先交渉権者に相応しい事業者がない場合、優先交渉権者を選定しないこととする。

5 参加資格

申込時において、次に掲げる要件を全て満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、国立市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 提出された書類の記載事項に誤りがないこと。
- (8) 本公告日現在において東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県のうちいずれかに本社、支社または営業所を有していること。

- (9) 過去5年間に人口15万人以上の市、もしくは東京都に属する市又は特別区から環境基本計画の策定業務を受注した実績があること。
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく、次の各号に掲げるいずれかで登録されている技術士の資格保有者を有しており、その者を本業務における主担当技術者として配置できること。
- ア 建設部門「都市及び地方計画」または「建設環境」
 - イ 環境部門
 - ウ 総合技術監理部門(ア・イいずれかの科目を含むこと)

6 募集内容

(1) 募集方法

国立市ホームページに掲載する。

(2) 申込方法

参加意向があるものは、提出先に持参又は郵送にて提出する。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

7 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例(平成14年12月20日条例第35号)の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、優先交渉権者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

8 参加意思確認方法

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、以下の通り必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

実施要領等公表日～令和8年6月1日(月)

(2) 提出先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

提出先に持参又は郵送による。郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

書 類	様 式	備 考
ア 参加申込書	様式1	
イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）（印鑑証明書の写しを含む）	—	
ウ 事業者概要	様式2	
エ 業務実施体制	様式3	
オ 業務実績書	任意様式	「5参加資格(10)」に記載の実績を証する書類
カ 主担当技術者の「5参加資格(11)」に記載の資格を証する書類	任意様式	コピー可
キ 企画提案書	任意様式	
ク 見積書	任意様式	

■企画提案書作成の留意点

本実施要領および別紙「国立市環境基本計画改定業務委託仕様書」を踏まえて、次の項目を参考にし作成すること。

- ア 企画提案書は1事業者1提案とすること。
- イ 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを用いて見やすい企画提案書を作成すること。
- ウ 提出部数は以下の通りとする。
 - ・ 9部（正本1部、副本8部）
 - ・ 副本のデータ
 - ※副本のデータは事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。

(5) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和8年6月2日（火）までに参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

9 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等及び提出書類に係る質疑応答については、次の通り行う。

(1) 質問期限

実施要領等公表日～5月18日(月)

(2) 提出方法

電子メールにて提出する。

※電子メールの件名は『国立市環境基本計画改定業務委託』とすること。

※電子メール以外の質問については回答しないものとする。

(3) 質問先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(4) 質問への回答方法

令和8年5月22日(金)までに、全質問に対する回答を質問者の名前を伏せた上で国立市ホームページにて随時公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しない。

10 選考方法

市職員で組織する国立市環境基本計画改定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により審査を行い、優先交渉権者を選定する。

・プレゼンテーションについて

(1) 実施日：6月5日(金)

※詳細な日時、場所等は別途通知する。

(2) 留意事項

ア 提出された提案書を基に、プレゼンテーションすること。なお、提出書類に記載されている内容以外の事項についてプレゼンテーションを行うことはできない。

イ プレゼンテーションの持ち時間は20分とし、その後質疑応答に10分程度設ける。

ウ プレゼンテーションスライド用のパソコンを持参すること。なお、スクリ

ーン、プロジェクターは国立市で用意する。

エ 原則として提案書に記載した実施体制における主たる業務担当候補者（1事業者あたり4名以内）が出席し、提案説明および質疑への回答を行うこと。

（3）審査結果通知

最終審査結果については、プレゼンテーションの日から6月中旬までに全ての参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。

1 2 契約の締結

本委託業務の優先交渉権者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

（1）契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、優先交渉権者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

（2）仕様

契約内容となる仕様については、「1（3）業務の内容」をもとに、優先交渉権者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

（3）提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

（4）辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行例第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

1 3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合。
- (5) 提出された見積金額が国立市の見積限度額を超えている場合。
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出書類を提出期限までに提出しなかった場合は、本件プロポーザルに参加できない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限以降における差換え、追加、再提出は認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (7) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (8) 本プロポーザルにあたり国立市より受領した資料は、国立市の許可なく公表、使用できない。
- (9) 通信障害による電子メールの不達など、国立市及び提案事業者以外の第三者の責に起因する事故等については、国立市はいかなる責任も負わない。
- (10) 本提案を採用されたことをもって提案した全ての内容の契約を保証するものではない。

1.5 問合せ及び書類の提出先

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

国立市 生活環境部 環境政策課 環境政策係 担当：岩崎・金子

電話番号：042-576-2111（内線）135、136

メールアドレス：sec_kanseisaku@city.kunitachi.lg.jp